

令和元年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

農政水産部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠法令 ※1	適用類型 ※2
農業経営課	スマート農業加速化実証プロジェクト研究委託	「大規模水田作複合経営(水稲・麦・キャベツの輪作体系)でのスマート農業一貫体系導入による環境保全型省力・高収益モデルの実証」に係る試験研究委託	平成31年4月1日 ~ 令和2年3月31日	有限会社フクハラファーム	71,674,000	県は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究所(農研機構)が公募する「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」にかかる実証計画を当該相手方他3者を構成員として設立した「滋賀県水田スマート農業実証コンソーシアム」として共同で応募し、採択されているため、事業実施に当たっては当該相手方と綿密に連携することが必須であり、他に代替性がないため。	2	3イ
農業経営課	スマート農業加速化実証プロジェクト研究委託	「大規模水田作複合経営(水稲・麦・キャベツの輪作体系)でのスマート農業一貫体系導入による環境保全型省力・高収益モデルの実証」に係る試験研究委託	平成31年4月1日 ~ 令和2年3月31日	学校法人立命館	10,538,000	県は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究所(農研機構)が公募する「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」にかかる実証計画を当該相手方他3者を構成員として設立した「滋賀県水田スマート農業実証コンソーシアム」として共同で応募し、採択されているため、事業実施に当たっては当該相手方と綿密に連携することが必須であり、他に代替性がないため。	2	3イ
耕地課	令和元年度土地改良区防災・減災連携業務委託	令和元年度土地改良区防災・減災連携業務	令和元年7月23日 ~ 令和2年3月23日	滋賀県土地改良事業団体連合会	5,060,000	本業務を遂行するには、土地改良区の運営や土地改良事業に関する知識が必要であり、土地改良区との協議調整力が求められるが、当該団体はこれらの知識とノウハウを持ち、県内の土地改良区の運営状況を熟知しており、他に代替しうる者がいないため。	2	3イ
高島農業農村振興事務所(田園振興課)	令和元年度第1号鴨川地区 河川工作物整備第1工事	根固めブロック設置、袋詰め玉石設置	令和元年7月22日 ~ 令和元年8月30日	田中建材株式会社	20,952,000	令和元年6月の降水による一級河川鴨川の大井堰が被災し、上流側河床、護岸の浸食など、二次災害発生の可能性のある非常に危険な状態となり、緊急かつ短期的に応急工事を実施する必要があったため。	5	
水産試験場	PCB廃棄物処理業務の委託	PCB廃棄物の処分	令和元年7月25日 ~ 令和2年3月31日	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	5,586,812	高濃度PCB廃棄物の処分については、国の「PCB廃棄物処理基本計画」において、当該事業者が行うこととされており、他に代替しうる者がいないため。	2	3イ